# 建設工事における低入札価格調査の実施について

#### 現状 1

- 現在、総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札において予定価格の 90%未満 (2億円以上は85%未満)の契約案件においては「契約後確認調査」及び「技術 者別途配置等」を実施している
- 今回、総合評価落札方式において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を分離 することに伴い、調査基準価格未満の落札候補者に対して、適正な履行が行えるか の調査が必要となる

#### 取組内容 2

総合評価を含む受注希望型の工事(予定価格 100 万円から WTO 適用基準未満) において、低入札価格調査基準価格未満で落札候補になった者に、下図のとおり、低 入札価格調査等を行う。これに伴い契約後確認調査は廃止する

現 行

予定価格2億円未満: 調查対象

予定価格の90%未満の契約者

予定価格2億円以上:

予定価格の85%未満の契約者

## ○契約後確認調査

契約締結後、10日以内及び竣工時に調査書類 提出<sup>注1)</sup>

## 〇技術者配置

契約額3,500万円※2以上の工事:主任技術者と 同等の技術者を別途配置

契約額3,500万円※2未満の工事:主任技術者を 専任配置

※2 建築一式工事は7,000万円

### ○落札候補者の辞退

(落札候補者通知の翌日から起算して2日以内) 年2回以上の辞退で入札参加制限

書類不提出、虚偽記載等の場合 入札参加停止、工事成績点の減点 改正

低入札価格調査基準※1未満の 調査対象 落札候補者

※1 受注希望型競争入札は予定価格の90%

## 〇低入札価格調査

落札候補者通知日の翌日から起算して2日 <u>以内</u>に調査書類提出<sup>注2)</sup>

〇技術者配置

同左

○落札候補者の辞退

可能

(同左)

<u>年3回</u>以上の辞退で入札参加制限

竣工時にも同様の調査書類を求める 書類不提出、虚偽記載等の場合 契約前:落札候補者取消し、入札参加停止 竣工時:入札参加停止、工事成績点の減点 調査の結果、適合した履行がされないと判断された場合 落札候補者取消し、入札参加制限

#### 3 実施時期

平成30年4月の公告案件から適用

